

# 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日 ～ 令和10年2月28日までの 3年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

### <対策>

- 令和7年3月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を全社員に行い、該当者には積極的な制度利用を勧奨する。
- 令和7年4月～ 法改正に対して、事前に資料を配布及び周知し、法改正内容への積極的な関心を持たせることで、更なる制度利用を高める。

目標2：テレワーク等の場所に捉われない働き方を導入する

### <対策>

- 令和7年4月～ 3歳未満の子を養育する社員に対して、テレワーク等社員が柔軟に働けるような職場環境の整備を行う。